

平成 22 年 3 月 16 日

東洋証券株式会社に対する処分について

当取引所は、東洋証券株式会社に対して、取引参加者規程第 34 条第 1 項第 8 号の規定に基づき処分（過怠金 2,000 万円の賦課）を行いましたので、お知らせいたします。

また、取引参加者規程第 19 条の規定に基づき、業務改善報告書（①今般の法令等違反が発生した原因を踏まえ、不公正取引の防止を図るために、売買管理態勢を始めとした社内管理態勢の再構築に向けた強化策を策定し、これを確実に実施すること、②研修等を通じて全役職員に対して、不公正取引の防止に係る法令等及び社内における取扱いについて正確な理解と遵守の徹底を図ること、③今般の処分を踏まえ、責任の所在の明確化を図ることを含む。）の提出を請求しました。

違反行為の概要

1. 作為的相場形成に係る受託

- (1) 同社大阪支店の営業部長（当時。以下「当該営業部長」という。）は、平成 20 年 12 月 18 日、顧客 A に対して、顧客 A が保有する東京証券取引所市場第一部に上場する X 社株式（以下「当該銘柄」という。）の信用建玉について、益出しのためにクロス取引を行い、その売買益で他銘柄の信用建玉を整理することを提案した。その際、当該営業部長は、より有利な価格での執行を意図し、更新値幅の上限で執行することを提案のうえ、注文を受託・執行し、その結果、当該銘柄の株価は引き上げられた。
- (2) 当該営業部長は、同年 12 月 25 日、顧客 A に対して、顧客 A が保有する弁済期日の迫っている当該銘柄の信用建玉について、利益確保及び複数に分かれた信用取引の期日を一本化するために、乗換えのためのクロス取引及び新規の信用取引の買増しを提案し、注文を受託した。そして、翌 26 日、午前立会開始前に、買付数量が売付数量を大幅に上回る注文（いわゆる「不均衡クロス取引」）を、時間を空けて発注したため、当該銘柄に買い特別気配が表示されることとなった。当該特別気配が複数回更新される中で、当該営業部長は、別の顧客 B に対し、当該銘柄の売付けを提案のうえ注文を受託、執行し、その結果、当該銘柄はその時に表示されていた買い特別気配値段で始値が成立した。
- (3) 当該営業部長は、上記一連の売買により株価が引き上げられることについて十分

に認識のうえ、当該銘柄に係る注文を受託・執行しており、同様の状況は、同年6月11日、12日、20日及び7月11日にも認められた。

- (4) 同社が行った上記行為は、金融商品取引法第38条第6号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第20号に規定する「実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、上場金融商品等に係る買付け若しくは売付けの受託等をする行為」に該当するものと認められる。

2. 不公正取引防止のための売買管理が不十分な状況

- (1) 同社はクロス注文に係る社内管理ルールを設けているが、当該ルールは現金取引を念頭に置いたものとなっていたため、同社売買審査室は、信用取引については不公正取引の観点からは特段問題視せず、取引の抽出は行っていたものの、売買審査の対象からは除外していた。そのため、当該営業部長が顧客より受託・執行していたクロス注文等についてはいずれも看過していた。
- (2) また、大阪支店においては、① 支店長及び総務課長等のフロントチェックが十分行われていない、② 同営業部長による社内ルールに反した営業行為が支店長等によって容認されている、③ 支店長がアテンション制度を誤って運用しているといった状況が認められ、上記1に掲げる行為は、こうした売買管理等に係る体制の不備に起因していたものと認められた。
- (3) 上記(1)の売買審査の状況は、当取引所「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に係る規則」第4条第3号に違反する。また、上記(2)に掲げる状況も踏まえると、同社の管理態勢は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第12号（平成21年6月1日施行前のもの。）に規定する「実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき上場金融商品等に係る買付け若しくは売付けの受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」に該当するものと認められる。

お問合せ先

株式会社 東京証券取引所 企画マーケティング部 取引参加者室
電話：03-3666-0141（代）